

生活費加算の貸付要件

生活費加算の貸付けを受けようとするものは、貸付申請時において申請者の属する世帯の主が次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 生活保護受給世帯の者
- (2) 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けたもの
 - ① 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - ② 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減税
 - ③ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条に基づく国民年金の掛金の減免
 - ④ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- (3) 生活費加算において、貸付月額は、千円未満を切り捨てるものとする。ただし、修学費（月額 50,000 円以内）を貸し付けずに、生活費加算分のみ貸し付けることはできない。なお、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合や、生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。